

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第145期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	日本碍子株式会社
【英訳名】	NGK INSULATORS, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 雋
【本店の所在の場所】	名古屋市瑞穂区須田町2番56号
【電話番号】	052(872)7171番
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 財務部長 坂部 進
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング25階 日本碍子株式会社 東京本部
【電話番号】	03(6213)8855番
【事務連絡者氏名】	東京総務グループマネージャー 藤原 正勝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜一丁目8番16号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第144期 第3四半期 連結累計期間	第145期 第3四半期 連結累計期間	第144期 第3四半期 連結会計期間	第145期 第3四半期 連結会計期間	第144期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	160,406	173,502	56,990	53,526	235,489
経常利益(百万円)	12,458	25,516	6,619	9,774	24,850
四半期(当期)純利益(百万円)	8,476	18,609	4,735	7,626	17,808
純資産額(百万円)	-	-	306,584	320,329	319,472
総資産額(百万円)	-	-	459,794	468,734	475,847
1株当たり純資産額(円)	-	-	886.45	927.60	925.71
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	25.94	56.98	14.50	23.35	54.51
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	25.91	56.90	14.47	23.32	54.44
自己資本比率(%)	-	-	63.0	64.6	63.5
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	24,084	23,034	-	-	44,375
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	51,078	11,500	-	-	71,166
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	13,522	3,787	-	-	1,681
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	64,491	57,161	53,364
従業員数(人)	-	-	11,159	11,671	11,176

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	11,671 (2,390)
---------	----------------

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	3,305 (641)
---------	-------------

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」を適用しております。これによる事業区分の変更は無いため、前年同期比較を行っております。

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
電力関連事業(百万円)	19,226	100.0
セラミックス事業(百万円)	31,668	147.2
エレクトロニクス事業(百万円)	16,546	136.9
合計(百万円)	67,441	127.7

- (注) 1. 購入品仕入実績については区分して記載することが困難なため、生産実績に含めて記載しております。
2. 金額は販売価格をもって表示しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4. セグメント間取引については、相殺消去しております。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
電力関連事業	6,897	9.2	78,478	108.4
セラミックス事業	30,703	116.8	14,560	147.7
エレクトロニクス事業	17,992	136.7	11,972	161.3
合計	55,593	48.7	105,011	117.1

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
電力関連事業(百万円)	7,068	37.5
セラミックス事業(百万円)	30,521	118.4
エレクトロニクス事業(百万円)	15,936	128.8
合計(百万円)	53,526	93.9

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間における日本経済は、堅調な新興国需要による下支えはあったものの、円高や政府による景気刺激策の終了・縮小を受け、景気は緩やかな回復に留まりました。先行きについても不透明感は払拭できず、本格的な景気回復にはまだ時間を要するものと思われます。

当社グループにおきましては、セラミックス事業でコーゼライト製の大型商用車の触媒担体やディーゼル・パティキュレート・フィルター（DPF）をはじめとする自動車関連製品の需要が増加したほか、エレクトロニクス事業も半導体製造装置用セラミックスを中心に需要が増加しました。他方、電力関連事業はNAS電池の海外案件の出荷が低調で厳しい事業環境が継続しました。売上高は、セラミックス事業とエレクトロニクス事業が前年同期と比べて増収となった一方で、電力関連事業は需要減に加えて、NAS電池で客先の海外プロジェクトが遅延したこと等から返品を受け、当第3四半期連結会計期間の売上高から85億31百万円を減額したことから前年同期比大幅減収となり、全社合計では同6.1%減の535億26百万円となりました。利益面では、セラミックス事業の自動車関連製品の物量増が貢献し、営業利益は前年同期比44.0%増の102億83百万円、経常利益は同47.7%増の97億74百万円、四半期純利益は同61.0%増の76億26百万円となりました。

セグメント別には、電力関連事業では売上高は前年同期比62.4%減の70億83百万円、営業利益は前年同期の20億18百万円の黒字から6億36百万円の営業損失、セラミックス事業では売上高は同18.8%増の306億30百万円、営業利益は同91.3%増の83億92百万円、エレクトロニクス事業では売上高は同28.8%増の159億36百万円、営業利益は同242.8%増の25億13百万円となりました。

(2) 財政状態及びキャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末の総資産合計は4,687億34百万円となり、前連結会計年度末に比べ71億12百万円減少いたしました。これは投資有価証券やたな卸資産が増加した一方で、現金及び預金や売掛金が減少したこと等によりです。

負債合計は1,484億4百万円となり、前連結会計年度末に比べ79億69百万円減少いたしました。これは法人税等の支払に伴い未払法人税等が減少した他、1年内返済予定の長期借入金を返済したこと等によりです。

また純資産合計は、利益剰余金が増加した一方で、為替円高による為替換算調整勘定のマイナスもあり、前連結会計年度末に比べ8億57百万円増加し3,203億29百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、営業活動による34億26百万円の収入、投資活動による100億75百万円の支出、財務活動による69億10百万円の支出となりました。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、たな卸資産の増加や法人税等の支払により支出が増加したものの、税金等調整前四半期純利益や減価償却費による収入などにより、合計では34億26百万円の収入となり、前第3四半期連結会計期間と比べて98億69百万円の収入減となりました。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

当第3四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の減少の一方で投資有価証券の取得による支出が増加し、合計では100億75百万円の支出となり、前第3四半期連結会計期間に比べて278億99百万円の支出減となりました。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

当第3四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済や配当金の支払いなどにより69億10百万円の支出となり、普通社債の発行や長期借入などにより312億37百万円の収入があった前第3四半期連結会計期間と比べて381億48百万円の減少となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の当社グループ全体の研究開発費は25億37百万円であり、この中には当社グループ外部からの受託研究にかかわる費用1億94百万円が含まれております。なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

重要な設備計画の変更

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備について、重要な変更はありません。

重要な設備計画の完了

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設計画のうち、完了したものはありません。

重要な設備の新設等

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	735,030,000
計	735,030,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	337,560,196	337,560,196	東京、名古屋、大阪 (各市場第一部)及び 札幌各証券取引所	単元株式数 1,000株
計	337,560,196	337,560,196	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権等の状況は、次のとおりであります。なお、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、発行した新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数から、行使されたものの数を減じております。

旧商法に基づき発行した新株予約権(ストック・オプション)は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

平成17年7月27日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	135 (注) 1	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	135,000 (注) 2	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり	1
新株予約権の行使期間	自平成17年8月5日 至平成47年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	1
	資本組入額	1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成47年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成46年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成46年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、取締役会決議および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	
代用払込みにに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が他社と吸収合併または新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。
3. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行うときは、新株予約権にかかる義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において次の方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
(承継される新株予約権の内容の決定の方針)
目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整後 1 株未満の端数は切り捨てる。
権利行使に際して払い込むべき額
承継前における価額と同額
権利行使期間
承継前における権利行使期間に同じ
その他の権利行使の条件、消却事由及び消却条件
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については株式交換または株式移転の際に当社の取締役会において定めるものとする。
新株予約権の譲渡制限
完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

会社法に基づき発行した新株予約権(ストック・オプション)は、次のとおりであります。

第2-1回新株予約権

平成18年7月27日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	93(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	93,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自平成18年8月12日 至平成48年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成48年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成47年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成47年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、当社取締役会および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
- また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
- なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条（現第17条）第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 上記（注）3に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得事由
- 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- その他の新株予約権の行使の条件
- 上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第2-2回新株予約権
平成18年7月27日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	37 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	37,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自平成18年8月12日 至平成48年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成48年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成47年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成47年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、当社取締役会および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
- また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
- なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条（現第17条）第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 上記（注）3に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得事由
- 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- その他の新株予約権の行使の条件
- 上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第3回新株予約権

平成19年7月27日及び同年8月10日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	59 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自平成19年8月31日 至平成49年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成49年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成48年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成48年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、当社取締役会および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条（現17条）第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
新株予約権を行使することができる期間
上記新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定する。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもち、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
その他の新株予約権の行使の条件
上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

第4回新株予約権
平成20年7月28日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	57 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自平成20年8月14日 至平成50年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成50年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成49年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成49年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)を調整するものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条(現第17条)第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。
ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
新株予約権を行使することができる期間
上記新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定する。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもち、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
その他の新株予約権の行使の条件
上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

第5回新株予約権
平成21年7月30日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	62 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	62,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自平成21年8月18日 至平成51年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成51年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成50年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成50年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)を調整するものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。
ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
新株予約権を行使することができる期間
上記新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定する。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもち、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
その他の新株予約権の行使の条件
上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

第 6 回新株予約権
平成22年 7 月29日取締役会決議

	第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	64 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	64,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 平成22年 8月17日 至 平成52年 6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成52年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成51年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成51年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)を調整するものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。
ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
新株予約権を行使することができる期間
上記新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定する。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもち、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
その他の新株予約権の行使の条件
上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	337,560,196	-	69,849	-	85,135

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、第一生命保険株式会社から平成22年12月21日付で提出された大量保有報告書に係る変更報告書の写しにより、平成22年12月15日現在で21,802千株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、第一生命保険株式会社の大量保有報告書に係る変更報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者	第一生命保険株式会社
住所	東京都千代田区有楽町1-13-1
保有株券等の数	株式 21,802,926株
株券等保有割合	6.46%

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 10,964,000	-	単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 324,650,000	324,650	同上
単元未満株式	普通株式 1,946,196	-	-
発行済株式総数	337,560,196	-	-
総株主の議決権	-	324,650	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。
また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本碍子株式会社	名古屋市瑞穂区須田町2番56号	10,964,000	-	10,964,000	3.24
計	-	10,964,000	-	10,964,000	3.24

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,906	1,900	1,706	1,516	1,530	1,490	1,616	1,286	1,378
最低(円)	1,768	1,551	1,377	1,317	1,226	1,281	1,182	1,149	1,234

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	47,850	75,697
受取手形及び売掛金	4, 5 49,907	62,534
有価証券	40,034	36,433
たな卸資産	1 82,539	1 65,377
その他	16,252	14,364
貸倒引当金	78	139
流動資産合計	236,506	254,267
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	49,243	50,407
機械装置及び運搬具(純額)	46,581	50,803
その他(純額)	41,479	37,774
有形固定資産合計	2 137,304	2 138,985
無形固定資産	2,429	2,022
投資その他の資産		
投資有価証券	65,478	51,458
その他	27,265	29,400
貸倒引当金	249	288
投資その他の資産合計	92,494	80,570
固定資産合計	232,228	221,579
資産合計	468,734	475,847
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4 21,516	23,109
短期借入金	6,581	3,321
1年内返済予定の長期借入金	-	4,000
未払法人税等	1,651	4,538
引当金	3,531	2,933
その他	23,562	24,338
流動負債合計	56,844	62,241
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	44,114	44,132
退職給付引当金	16,113	16,737
その他	11,332	13,263
固定負債合計	91,560	94,133
負債合計	148,404	156,374

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	69,849	69,849
資本剰余金	85,136	85,139
利益剰余金	192,807	180,076
自己株式	14,400	14,314
株主資本合計	333,392	320,750
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,861	6,226
繰延ヘッジ損益	33	81
為替換算調整勘定	35,399	24,732
評価・換算差額等合計	30,504	18,424
新株予約権	704	643
少数株主持分	16,737	16,502
純資産合計	320,329	319,472
負債純資産合計	468,734	475,847

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	160,406	173,502
売上原価	114,781	110,844
売上総利益	45,625	62,658
販売費及び一般管理費	32,180	34,494
営業利益	13,444	28,163
営業外収益		
受取利息	839	839
受取配当金	708	745
デリバティブ評価益	-	1,411
その他	1,290	918
営業外収益合計	2,838	3,915
営業外費用		
支払利息	1,006	873
為替差損	-	3,872
持分法による投資損失	971	-
その他	1,845	1,816
営業外費用合計	3,824	6,562
経常利益	12,458	25,516
特別利益		
固定資産売却益	87	32
特別利益合計	87	32
特別損失		
固定資産処分損	329	244
関係会社整理損失引当金繰入額	957	-
特別損失合計	1,287	244
税金等調整前四半期純利益	11,258	25,304
法人税、住民税及び事業税	2,544	4,839
法人税等調整額	989	1,118
法人税等合計	3,534	5,958
少数株主損益調整前四半期純利益	-	19,346
少数株主利益又は少数株主損失()	751	736
四半期純利益	8,476	18,609

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	56,990	53,526
売上原価	39,157	31,512
売上総利益	17,832	22,014
販売費及び一般管理費	¹ 10,690	¹ 11,730
営業利益	7,142	10,283
営業外収益		
受取利息	250	343
受取配当金	159	220
為替差益	211	-
デリバティブ評価益	-	306
その他	256	197
営業外収益合計	877	1,068
営業外費用		
支払利息	302	324
為替差損	-	1,092
デリバティブ評価損	611	-
その他	486	160
営業外費用合計	1,400	1,577
経常利益	6,619	9,774
特別利益		
固定資産売却益	59	11
返品調整引当金戻入額	-	³ 1,326
特別利益合計	59	1,337
特別損失		
固定資産処分損	140	86
関係会社整理損失引当金繰入額	² 957	-
特別損失合計	1,097	86
税金等調整前四半期純利益	5,581	11,025
法人税、住民税及び事業税	917	1,506
法人税等調整額	119	1,608
法人税等合計	1,036	3,115
少数株主損益調整前四半期純利益	-	7,909
少数株主利益又は少数株主損失()	190	283
四半期純利益	4,735	7,626

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	11,258	25,304
減価償却費	13,799	14,041
賞与引当金の増減額(は減少)	1,072	1,028
前払年金費用の増減額(は増加)	2,514	2,160
関係会社整理損失引当金の増減額(は減少)	957	-
受取利息及び受取配当金	1,547	1,584
支払利息	1,006	873
持分法による投資損益(は益)	971	1,159
売上債権の増減額(は増加)	1,207	8,991
たな卸資産の増減額(は増加)	9,718	18,574
その他の流動資産の増減額(は増加)	-	2,953
仕入債務の増減額(は減少)	13,197	1,363
その他	1,612	2,568
小計	23,734	29,241
利息及び配当金の受取額	1,511	1,448
持分法適用会社からの配当金の受取額	750	500
利息の支払額	1,032	997
損害賠償金の支払額	2	-
法人税等の支払額	877	7,158
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,084	23,034
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	22,128	3,739
有価証券の売却及び償還による収入	3,389	2,302
有形固定資産の取得による支出	15,211	17,519
投資有価証券の取得による支出	2,822	22,500
投資有価証券の売却及び償還による収入	-	5,946
事業譲受による支出	-	2 1,274
定期預金の増減額(は増加)	14,806	26,670
その他	501	1,385
投資活動によるキャッシュ・フロー	51,078	11,500
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	6,407
長期借入れによる収入	20,000	-
長期借入金の返済による支出	19,529	4,000
社債の発行による収入	19,932	-
配当金の支払額	6,208	5,878
その他	672	317
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,522	3,787
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,453	3,955
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	12,016	3,789
現金及び現金同等物の期首残高	76,508	53,364
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	-	7
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 64,491	1 57,161

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 前連結会計年度において、持分法適用子会社でありました(有)双立電子は、有限会社から株式会社に改組し、会社名を双信パワーテック㈱といたしました。また、同社は重要性が増したため、第1四半期連結会計期間より連結範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 55社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用非連結子会社の変更 前連結会計年度において、持分法適用子会社でありました(有)双立電子は、有限会社から株式会社に改組し、会社名を双信パワーテック㈱といたしました。また、同社は重要性が増したため、第1四半期連結会計期間より連結範囲に含めることとし、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用非連結子会社の数 1社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)</p>
<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p> <p>2. 前第3四半期連結累計期間において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「デリバティブ評価益」は、当第3四半期連結累計期間より区分掲記しております。 なお、前第3四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれるデリバティブ評価益は384百万円であります。</p> <p>3. 前第3四半期連結累計期間において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、当第3四半期連結累計期間より区分掲記しております。 なお、前第3四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる為替差損は756百万円であります。</p> <p>4. 前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりました営業外費用の「持分法による投資損失」は、当第3四半期連結累計期間より営業外費用の「その他」に含めております。 なお、当第3四半期連結累計期間の持分法による投資損失は1,159百万円であります。</p>
<p>(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>1. 前第3四半期連結累計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「その他の流動資産の増減額」は、当第3四半期連結累計期間より区分掲記しております。 なお、前第3四半期連結累計期間のその他の流動資産の増減額は、454百万円であります。</p> <p>2. 前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりました営業活動によるキャッシュ・フローの「損害賠償金の支払額」は、当第3四半期連結累計期間より「その他」に含めております。 なお、当第3四半期連結累計期間の損害賠償金の支払額は、1百万円であります。</p> <p>3. 前第3四半期連結累計期間において投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券の売却及び償還による収入」は、当第3四半期連結累計期間より区分掲記しております。 なお、前第3四半期連結累計期間の投資有価証券の売却及び償還による収入は、690百万円であります。</p> <p>4. 前第3四半期連結累計期間において財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「短期借入金の純増減額」は、当第3四半期連結累計期間より区分掲記しております。 なお、前第3四半期連結累計期間の短期借入金の純増減額は、87百万円であります。</p>

<p>当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)</p>
<p>(四半期連結貸借対照表書関係)</p> <p>前第3四半期連結会計期間において区分掲記しておりました固定負債の「その他の引当金」は、当第3四半期連結会計期間より固定負債の「その他」に含めております。 なお、当第3四半期連結会計期間のその他の引当金は564百万円であります。</p>
<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、主として加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																												
<p>1. たな卸資産</p> <table> <tr> <td>商品及び製品</td> <td>43,965百万円</td> </tr> <tr> <td>未成工事支出金</td> <td>910</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td>8,085</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td>29,577</td> </tr> </table> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">255,379百万円</p> <p>3. 偶発債務</p> <p>連結会社以外の会社の銀行借入等に対する保証債務は以下のとおりであります。</p> <p>保証債務</p> <table> <tr> <td>従業員住宅ローン</td> <td>117百万円</td> </tr> </table> <p>保証予約債務</p> <table> <tr> <td>大阪バイオエナジー(株)の借入金</td> <td>298百万円</td> </tr> </table> <p>4. 四半期連結会計期間末日満期手形</p> <p>四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。</p> <table> <tr> <td>受取手形</td> <td>65百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>499</td> </tr> </table> <p>5. 受取手形割引高</p> <p style="text-align: right;">115百万円</p>	商品及び製品	43,965百万円	未成工事支出金	910	仕掛品	8,085	原材料及び貯蔵品	29,577	従業員住宅ローン	117百万円	大阪バイオエナジー(株)の借入金	298百万円	受取手形	65百万円	支払手形	499	<p>1. たな卸資産</p> <table> <tr> <td>商品及び製品</td> <td>31,015百万円</td> </tr> <tr> <td>未成工事支出金</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td>6,957</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td>27,288</td> </tr> </table> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">251,663百万円</p> <p>3. 偶発債務</p> <p>連結会社以外の会社の銀行借入等に対する保証債務は以下のとおりであります。</p> <p>保証債務</p> <table> <tr> <td>従業員住宅ローン</td> <td>127百万円</td> </tr> </table> <p>保証予約債務</p> <table> <tr> <td>大阪バイオエナジー(株)の借入金</td> <td>311百万円</td> </tr> </table>	商品及び製品	31,015百万円	未成工事支出金	115	仕掛品	6,957	原材料及び貯蔵品	27,288	従業員住宅ローン	127百万円	大阪バイオエナジー(株)の借入金	311百万円
商品及び製品	43,965百万円																												
未成工事支出金	910																												
仕掛品	8,085																												
原材料及び貯蔵品	29,577																												
従業員住宅ローン	117百万円																												
大阪バイオエナジー(株)の借入金	298百万円																												
受取手形	65百万円																												
支払手形	499																												
商品及び製品	31,015百万円																												
未成工事支出金	115																												
仕掛品	6,957																												
原材料及び貯蔵品	27,288																												
従業員住宅ローン	127百万円																												
大阪バイオエナジー(株)の借入金	311百万円																												

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)										
<p>1. 販売費及び一般管理費中の主要な費目及び金額</p> <table> <tr> <td>給料賃金・賞与金</td> <td>9,815百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>658</td> </tr> </table>	給料賃金・賞与金	9,815百万円	賞与引当金繰入額	658	<p>1. 販売費及び一般管理費中の主要な費目及び金額</p> <table> <tr> <td>給料賃金・賞与金</td> <td>9,810百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>105</td> </tr> </table>	給料賃金・賞与金	9,810百万円	賞与引当金繰入額	720	役員賞与引当金繰入額	105
給料賃金・賞与金	9,815百万円										
賞与引当金繰入額	658										
給料賃金・賞与金	9,810百万円										
賞与引当金繰入額	720										
役員賞与引当金繰入額	105										

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)										
<p>1. 販売費及び一般管理費中の主要な費目及び金額</p> <table> <tr> <td>給料賃金・賞与金</td> <td>2,660百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>658</td> </tr> </table> <p>2. 現地資本との合弁会社であるP.T.WIKA-NGK INSULATORS(当社連結子会社)は清算される可能性が高いため、将来負担することとなる損失に備えて、当第3四半期連結会計期間末における当該損失見込額を計上しております。</p>	給料賃金・賞与金	2,660百万円	賞与引当金繰入額	658	<p>1. 販売費及び一般管理費中の主要な費目及び金額</p> <table> <tr> <td>給料賃金・賞与金</td> <td>2,750百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>35</td> </tr> </table> <p>3. N A S電池の返品に関連する損失について、第2四半期連結会計期間に返品調整引当金を計上してありましたが、当第3四半期連結会計期間に返品を受けたため当該返品調整引当金を取り崩しております。</p>	給料賃金・賞与金	2,750百万円	賞与引当金繰入額	720	役員賞与引当金繰入額	35
給料賃金・賞与金	2,660百万円										
賞与引当金繰入額	658										
給料賃金・賞与金	2,750百万円										
賞与引当金繰入額	720										
役員賞与引当金繰入額	35										

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																																
<p>1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (百万円)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>50,184</td> </tr> <tr> <td>現金及び預金勘定に含まれる預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>15,501</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定に含まれる譲渡性預金、マネー・マネジメント・ファンド等</td> <td>29,808</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>64,491</td> </tr> </table>	現金及び預金	50,184	現金及び預金勘定に含まれる預入期間が3ヶ月を超える定期預金	15,501	有価証券勘定に含まれる譲渡性預金、マネー・マネジメント・ファンド等	29,808	現金及び現金同等物	64,491	<p>1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (百万円)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>47,850</td> </tr> <tr> <td>現金及び預金勘定に含まれる預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>10,203</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定に含まれる譲渡性預金、マネー・マネジメント・ファンド等</td> <td>19,514</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>57,161</td> </tr> </table> <p>2. 事業譲受により増加した資産及び負債の主な内訳 連結子会社であるFM Industries, Inc.が、LJ Engineering & Manufacturing, Inc.からの事業譲受により増加した資産及び負債は以下のとおりです。 (百万円)</p> <table> <tr> <td>売掛金</td> <td>368</td> </tr> <tr> <td>たな卸資産</td> <td>324</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>213</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td>293</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>その他の流動負債</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>事業譲受による支出</td> <td>1,274</td> </tr> </table>	現金及び預金	47,850	現金及び預金勘定に含まれる預入期間が3ヶ月を超える定期預金	10,203	有価証券勘定に含まれる譲渡性預金、マネー・マネジメント・ファンド等	19,514	現金及び現金同等物	57,161	売掛金	368	たな卸資産	324	有形固定資産	260	無形固定資産	213	のれん	293	買掛金	103	その他の流動負債	82	事業譲受による支出	1,274
現金及び預金	50,184																																
現金及び預金勘定に含まれる預入期間が3ヶ月を超える定期預金	15,501																																
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金、マネー・マネジメント・ファンド等	29,808																																
現金及び現金同等物	64,491																																
現金及び預金	47,850																																
現金及び預金勘定に含まれる預入期間が3ヶ月を超える定期預金	10,203																																
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金、マネー・マネジメント・ファンド等	19,514																																
現金及び現金同等物	57,161																																
売掛金	368																																
たな卸資産	324																																
有形固定資産	260																																
無形固定資産	213																																
のれん	293																																
買掛金	103																																
その他の流動負債	82																																
事業譲受による支出	1,274																																

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 337,560千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 11,032千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 当社 704百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,612	8	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	3,265	10	平成22年9月30日	平成22年12月3日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

(単位:百万円)

	電力関連 事業	セラミックス 事業	エレクトロ ニクス事業	計	消去又は 全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	18,845	25,773	12,371	56,990	-	56,990
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	10	6	-	17	(17)	-
計	18,856	25,780	12,371	57,007	(17)	56,990
営業利益	2,018	4,387	733	7,139	2	7,142

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

(単位:百万円)

	電力関連 事業	セラミックス 事業	エレクトロ ニクス事業	計	消去又は 全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	57,931	69,942	32,532	160,406	-	160,406
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	41	86	-	128	(128)	-
計	57,972	70,029	32,532	160,534	(128)	160,406
営業利益	5,728	7,484	217	13,430	14	13,444

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
電力関連事業	がいし・架線金具、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置、電力貯蔵用NAS電池(ナトリウム/硫黄電池)
セラミックス事業	自動車用セラミックス製品、化学工業用耐食機器、液・ガス用膜分離装置、燃焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置
エレクトロニクス事業	ベリリウム銅圧延製品・加工製品、金型製品、電子工業用・半導体製造装置用セラミックス製品

3. 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

一部の在外連結子会社の機械装置について、耐用年数を変更しております。これにより「セラミックス事業」の前第3四半期連結累計期間の営業利益は1,687百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

（単位：百万円）

	日本	北米	欧州	その他の地域	計	消去又は 全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	32,675	7,645	10,166	6,502	56,990	-	56,990
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	9,117	916	426	2,709	13,169	(13,169)	-
計	41,793	8,561	10,592	9,211	70,159	(13,169)	56,990
営業利益	3,526	31	2,750	648	6,956	185	7,142

前第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

（単位：百万円）

	日本	北米	欧州	その他の地域	計	消去又は 全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	101,099	20,131	24,412	14,763	160,406	-	160,406
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	22,574	3,091	823	6,127	32,617	(32,617)	-
計	123,673	23,223	25,235	20,890	193,023	(32,617)	160,406
営業利益（又は営業損失）	5,603	(28)	5,490	361	11,427	2,017	13,444

（注）1．国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域.....北米：米国、カナダ、メキシコ

欧州：ドイツ、ベルギー、フランス、ポーランド等

その他の地域：インドネシア、中国、オーストラリア、
タイ、南アフリカ等

2．追加情報

（有形固定資産の耐用年数の変更）

一部の在外連結子会社の機械装置について、耐用年数を変更しております。これにより「欧州」の前第3四半期連結累計期間の営業利益は1,687百万円増加しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
・海外売上高（百万円）	7,954	8,860	7,793	5,174	29,782
・連結売上高（百万円）					56,990
・連結売上高に占める 海外売上高の割合（％）	14.0	15.6	13.7	9.1	52.3

前第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
・海外売上高（百万円）	20,632	21,783	21,358	15,133	78,909
・連結売上高（百万円）					160,406
・連結売上高に占める 海外売上高の割合（％）	12.9	13.6	13.3	9.4	49.2

（注）1．国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

（1）国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっております。

（2）各区分に属する主な国又は地域.....北米：米国、カナダ、メキシコ

欧州：ドイツ、ベルギー、フランス、ポーランド等

アジア：韓国、中国、タイ等

その他の地域：南アフリカ、アラブ首長国連邦等

2．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業展開は、「電力事業本部」、「セラミックス事業本部」、「エレクトロニクス事業本部」の3つの事業本部制のもとで、国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を行っていることから、「電力関連事業」、「セラミックス事業」及び「エレクトロニクス事業」の3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントを構成する主要製品は以下のとおりです。

報告セグメント	主要製品
電力関連事業	がいし・架線金具、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置、電力貯蔵用NAS電池（ナトリウム/硫黄電池）
セラミックス事業	自動車用セラミックス製品、化学工業用耐食機器、液・ガス用膜分離装置、燃焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置
エレクトロニクス事業	ベリリウム銅圧延製品・加工製品、金型製品、電子工業用・半導体製造装置用セラミックス製品

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注)	四半期連結 損益計算書 計上額
	電力関連 事業	セラミックス 事業	エレクトロ ニクス事業	計		
売上高						
外部顧客に対する売上高	36,681	89,725	47,095	173,502	-	173,502
セグメント間の内部売上高 又は振替高	32	338	-	370	370	-
計	36,713	90,064	47,095	173,873	370	173,502
セグメント利益又は損失（ ） (営業利益又は損失（ ）)	3,558	23,787	7,903	28,132	31	28,163

(注) セグメント利益の調整額31百万円は、セグメント間取引の調整であります。

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注)	四半期連結 損益計算書 計上額
	電力関連 事業	セラミックス 事業	エレクトロ ニクス事業	計		
売上高						
外部顧客に対する売上高	7,068	30,521	15,936	53,526	-	53,526
セグメント間の内部売上高 又は振替高	15	109	-	124	124	-
計	7,083	30,630	15,936	53,651	124	53,526
セグメント利益又は損失（ ） (営業利益又は損失（ ）)	636	8,392	2,513	10,269	14	10,283

(注) セグメント利益の調整額14百万円は、セグメント間取引の調整であります。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	927.60円	1株当たり純資産額	925.71円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	25.94円	1株当たり四半期純利益金額	56.98円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	25.91円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	56.90円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	8,476	18,609
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	8,476	18,609
期中平均株式数(千株)	326,719	326,584
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	432	479
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 14.50円	1株当たり四半期純利益金額 23.35円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 14.47円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 23.32円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	4,735	7,626
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	4,735	7,626
期中平均株式数(千株)	326,684	326,569
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	462	506
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成22年10月28日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....3,265百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....10円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成22年12月3日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

日本碍子株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松岡 正明 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 寿佳 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小川 薫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本碍子株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本碍子株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

日本碍子株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 寿佳 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 裕司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本碍子株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本碍子株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。